

新・団体医療保険

首都高グループの皆さんへ

さぽーとくんα

(医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約セット団体総合保険)

万が一病気で入院・手術したときの備えは十分ですか？

入院



手術



がんコース
もあります。



多彩な
オプションプラン
もご用意

単独加入OK

親介護プラン

先進医療

三大疾病
※医療コースのみ

単独加入OK

弁護のちから

疾病葬祭費用
※医療コースのみ

単独加入OK

介護一時金
プラン

女性特定疾病
※医療コースのみ

団体割引
20%
適用

中途加入随時受付中!!

保険期間 令和7年1月1日～令和8年1月1日 募集締切 令和6年11月29日

必読

- 前年にご加入の方は自動継続されます。詳しくは15ページのQ&Aをご覧ください。
- 新規加入の場合、令和7年1月1日時点で、満69歳（継続契約の場合は満79歳）までの方が対象となります。



首都高保険サポート株式会社



損害保険ジャパン株式会社

補償内容は
どうなってるの?
詳しくはP.3~4へ

オプションは
選べるの?
詳しくはP.4~8へ

毎月の
保険料は?
詳しくはP.9~10へ

医療保険を簡単にプラス!
さぼーとくんα



手続きの
方法は?
詳しくはP.11~12へ

疑問点を
解決したい!
詳しくはP.15へ

補償内容、
注意事項を
詳しく知りたい!
詳しくはP.17~26へ

ポイント
① 20%OFF!
安い! 割安な保険料



団体割引20%を
適用していますので、
保険料が割安です。



※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

ポイント
③ 診査不要!
簡単! お手軽な手続き!

ご加入に際して、医師の診査は
不要です。

(加入依頼書および被保険者健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。)

ポイント
② 1日目から!
安心! 充実の疾病補償

★保険金のお支払概要

基本補償	入院	通院	手術
オプション	三大疾病	先進医療	葬祭

女性向け	弁護のちから	(ご自身の)介護
(親御さまの)介護さぽーとプラン		

ポイント
④ 家族で!
ご家族も加入できます!

普段、保険に加入する
機会の少ないご家族の
方もご加入できます。

新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。



※家族の対象は、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族となります。

補償内容

基本プラン(医療コース)

入院

- 日帰り入院^(注)から1日につき入院保険金日額をお支払い
- 1回の入院で**180日**までお支払い
- ご継続の保険期間を通じて**1,000日**まで補償

(注)日帰り入院とは、日帰り手術のため、1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。



手術

- 疾病により所定の手術を受けたとき
<重大手術以外>
入院中: 疾病入院保険金日額の**20倍**
外 来: 疾病入院保険金日額の**5倍**
<重大手術>
入院中・外来を問わず疾病入院保険金日額の**40倍**をお支払いします。
※手術の種類によっては回数制限あり



退院後 通院

- 継続して4日を超えた入院の退院後の通院で
90日までお支払い

葬祭 費用

選択可

- 疾病により亡くなられ、被保険者の親族が葬祭費用を負担した場合に、100万円を限度にお支払いします。

三大 疾病

選択可

- 所定のがんと診断された時、または急性心筋こうそく・脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始された時にお支払いします。

先進 医療

選択可

- 日本国内で先進医療等を受けたことにより負担した先進医療の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。

「先進医療」とは…病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。
対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)

選べる オプション

女性特定疾病

基本プラン(医療コース)とセットで申込可

女性特定疾病にかぎり、入院・退院後通院・手術保険金が最大で倍額となります。

女性特定疾病 乳がん・子宮がん・子宮筋腫、妊娠の合併症等。



弁護のちから

基本プランセット

単独加入OK

被害事故などで法的トラブルに巻き込まれた場合に、弁護士への費用を補償します。



詳しくはP.5~6へ

基本プラン(がんコース)

がん 診断

- 1回目……初めて「がん」と診断確定されたときにお支払い
- 2回目以降…「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払い^{*}

*2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

がん 手術

- 「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき
<重大手術以外>
外 来: がん入院保険金日額の**5倍**
入院中: がん入院保険金日額の**20倍**
<重大手術以外>
がん入院中・外来を問わずがん入院保険金日額の**40倍**

※一部の軽微な手術は対象外となります。

がん 入院

- 「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から**日数無制限**でお支払い

がん 通院

- 「がん」による入院が継続して4日を超えた場合、入院前60日と退院後180日の期間(通院責任期間)中の通院に対して**45日**を限度にお支払い(1日につき)

退院 一時金

- 「がん」と診断確定され、継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払い

*2回目以降の退院一時金は、保険金支払となつた最後の入院の退院日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については対象外です。

先進 医療

選択可

- 日本国内で先進医療等を受けたことにより負担した先進医療の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

告知の大切さについてのご説明 告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身でありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。



親介護プラン

基本プランセット

単独加入OK

被保険者である親御さまが保険期間中に病気、ケガにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5の状態をいいます。)が90日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いします。



詳しくはP.8へ

オプション 弁護のちから (弁護士費用総合補償特約)

弁護のちからは、法的トラブルに巻き込まれたときの弁護士費用を補償します。

「弁護士紹介サービス」付き



“弁護のちから”が支える4つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

選べるタイプ G1型 (1)から(4)の4つのトラブルを補償します。

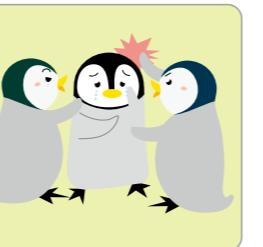
G2型 (1)と(2)の2つのトラブルを補償します。

トラブルの当事者
被保険者ご本人 お子さま

次の(1)～(3)のトラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

(1) 人格権侵害^(※2) G1型 G2型

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



(2) 被害事故 G1型 G2型

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



(3) 借地・借家 G1型

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



(4) 遺産分割調停 G1型

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまりず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



トラブルの当事者
被保険者ご本人

次の(4)の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

▲ 遺産分割調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

※以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象ではありません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

単独加入OK

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。国内補償^(※)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険期間(保険期間1年につき)
通算 100万円 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用
X(100% - 自己負担割合 10%)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例
(人格権侵害に関するトラブル)

弁護士等への委任にかかった費用
40万円
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払い額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成にかかる費用
1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。



被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることができますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からになります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110

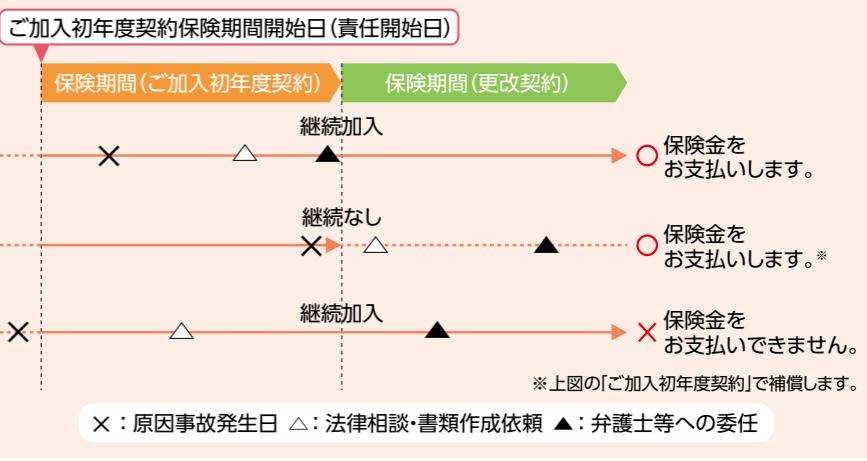
弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれがあることを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



オプション

介護一時金プラン

単独加入OK

病気やケガで要介護状態になった場合に、一時金を補償!

保険の対象 職員ご本人・配偶者・お子さま

保険金をお支払いする場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかとなった場合

- ①公的介護保険制度の要介護2から5の認定を受けた場合
- ②損保ジャパン所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5の状態が目安)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合)

ご加入年齢 新規▶69歳以下 継続▶79歳まで

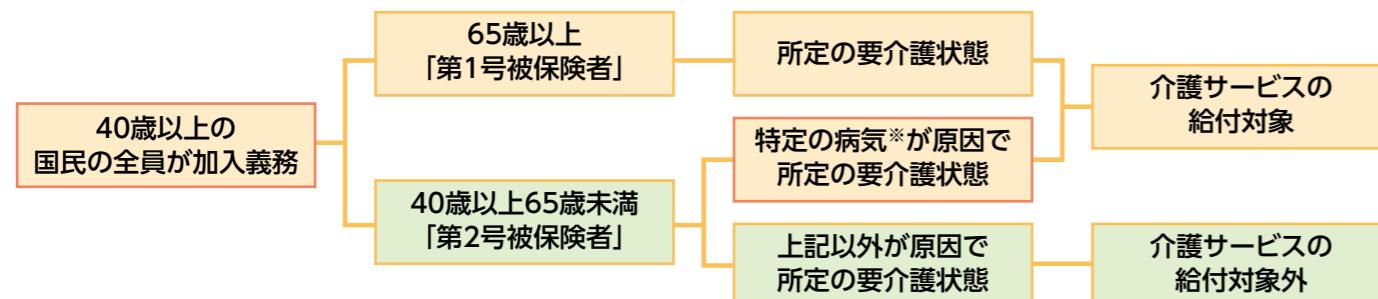
「公的介護保険」のこと、
ご存じですか?



現役世代も要注意!

40歳~64歳の方は、「特定疾病」が原因のときにしか、公的介護保険の給付を受けられません。

※40歳未満の方は公的介護保険制度の対象外です。



※特定の病気=老化に起因する特定の病気(16疾患)

- ・脳血管疾患
(脳出血・脳こうそく等)
- ・脊柱管狭窄症
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
(肺気腫・慢性気管支炎等)
- ・初老期における認知症
(アルツハイマー病の認知症・脳血管性認知症等)
- ・末期がん
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・進行性核上性麻痺
- 他

私たちが公的介護保険の
サービスを受けるには、
条件が必要なんだね!?



【生命保険文化センター「介護保障ガイド」2021年7月改訂版】

オプション

親介護プラン

単独加入OK

病気やケガで要介護状態になった場合に、一時金を補償!

保険の対象 ご両親(実父・実母、義父・義母、同居・別居を問いません。)

保険金をお支払いする場合

保険期間中に親御さまが公的介護保険制度の要介護2から5の認定を受け、所定の期間を超えて継続した場合

ご加入年齢 新規▶親御さまの年齢が満40歳から満69歳まで
継続▶親御さまの年齢が満79歳まで

親御さまに介護が必要となったときの「仕事と介護」の両立のために…

「親介護プラン」は、介護費用の負担に対する備えはもちろんのこと、介護に関するサービスをご紹介し、皆さまの介護負担の軽減を実現します!

このような不安や悩みにお応えします!

会社を休めないため、
専門の事業者に家事を頼みたい。

在宅介護をするために、
リフォームしたい。

最寄りの有料老人ホームを
紹介して欲しい。

介護に関するサービス

(注)親介護プランまたは介護一時金プランの加入者・被保険者限定のサービスです。
サービスの利用費用は、ご利用者さまのご負担となります。

親介護プランまたは介護一時金プランにご加入いただいた加入者さま、および被保険者さま、そのご家族の方限定で「SOMPO笑顔俱楽部」をご利用いただけます。詳細につきましては、P.28をご確認ください。

このようなときにご利用ください	ご提供するサービス	サービス内容
親の介護が大変で ゆっくり休めない	家事代行サービス	洗濯・調理・掃除など日常生活における家事の代行や、食事や入浴の介助など自費介護を行います。
遠方の一人暮らしの親が 無事でいるか心配	見守りサービス	万一のときにガードマンが親のもとへ駆けつけます。
狭くて使いづらい浴室で の入浴介助がたいへん	リフォームサービス	介護が必要な方でも安心して生活できる住宅にリフォームします。
自宅で介護ができなくなった ら、どうしよう	有料老人ホーム 紹介等紹介サービス	損保ジャパングループ会社の有料老人ホーム等の中から入居時期やご予算、立地条件、サービス内容など、ご要望にそった施設をご紹介します。

(注1)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔俱楽部のサービス利用規約をご確認ください。

(注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3)本サービスはSOMPO笑顔俱楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社および提携先の企業が提供するサービスです。

(注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。

(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

加入依頼書記載例(WEB申込の方は不要です)

① 首都高グループ
新・団体医療保険 さぼーとくん

② 会社名 シュトコウ〇〇〇
職員番号 12345

③ 会員登録情報
被保険者名 損保 太郎
性別 男
生年月日 59年7月1日
年齢 40歳

④ フリーコース
加入者合計保険料 1,670 円
分割払 1回分 2,570 円

⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

※1人の加入者(職員の方)につき、複数のご家族(=被保険者)にご加入いただいている場合、加入依頼書は被保険者1人につき1枚となります。

2枚目以降の更改加入依頼書には、「前頁の続き」⑩に○が表示されます。

加入依頼書記載例(新たに被保険者の追加希望の場合)

新規用の手書き加入依頼書(子帳票)に加入者情報、被保険者情報を記入し、「前頁の続き」欄にマルをして、更改加入依頼書(親帳票)の後ろにセットし左上をホチキス留めしてご提出ください。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

赤枠の加入者情報は、1枚目の親帳票と同じ内容を記入する

加入依頼書1枚ごとの合計保険料を記入する

追加する被保険者情報とフリーコース欄にご希望の加入タイプ・保険料を記入する

前頁の続きに○をする

告知書記載例(WEB申込の方は不要です)

「健康状態に関する告知書」(団体契約用)

被保険者・告知日・加入する補償をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

被保険者(保険の対象となる方)
全員分の告知が必要です。
※1枚の告知書で4名まで記入可能

各被保険者の列で、ご加入いただく補償に該当するすべての質問項目にご回答いただけます。
回答がすべて「いいえ」→ご加入可能
1つでも「はい」がある→ご加入いただけません。

新規でご加入希望の場合

① 職員の方の漢字氏名・カナ氏名・住所・電話番号・性別・生年月日(1/1時点)をご記入のうえ、ご署名ください。

② 会社名・職員番号をご記入ください。

③ 被保険者(保険の対象となる方)の漢字氏名・カナ氏名・性別・生年月日(1/1時点)をご記入のうえ、ご署名ください。

※親介護プランをご希望の場合、親御さまの名前をご記入ください。
(□数選択はできません。)

⑤ 記入した全加入タイプの合計保険料をご記入ください。

④ 「フリークース」欄にご希望の加入タイプ・合計保険料を記入し、○に印してください。(□数選択はできません。)

⑥ ④で記入した加入タイプの合計保険料をご記入ください。

⑦ オプション(特約)です。女性特約は必ず医療保険(基本補償)とセットでご加入ください。

⑧ 親介護プランの被保険者は親御さまになります。
※加入者(職員の方)ご本人が被保険者となるプランにご加入している場合、親介護プランを申込むには別の加入依頼書が必要です。(右ページ参照)

新たに被保険者の追加希望の場合

⑨ 新規用の手書き加入依頼書(子帳票)に加入者情報、被保険者情報を記入し、「前頁の続き」欄にマルをして、更改加入依頼書(親帳票)の後ろにセットし左上をホチキス留めしてご提出ください。
(詳細は次ページ)

脱退をご希望の場合

⑩ 「脱退」欄の○に○印をし、ご捺印ください。

必ずご回答ください。医療保険にご加入の方は

必ずご回答ください。がん保険にご加入の方は

必ずご回答ください。介護一時金プラン・親介護プランに

さぽーとくんα 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
女性特定期病のみ補償特約	<p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間中に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき女性特定疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>女性特定疾病退院後通院保険金の額 = 女性特定疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数</p> <p>また、女性特定疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、女性特定疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p>など</p> <p>(※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>

[弁護のちから]

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用(*) 法律相談・書類作成費用保険金	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下の該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下(1)・(2)・(4)のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、(1)・(4)のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>該当するトラブルとは、G1タイプの場合は(1)から(4)までのいずれか、G2タイプの場合は(1)と(4)のいずれかをいいます。</p> <p>(1)被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>(2)借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>(3)遺産分割調停に関するトラブル 被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分の侵害額請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。</p> <p>(注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>(次ページへ続きます。)</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※1)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用(*) 法律相談・書類作成費用保険金	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(4)人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。</p> <p>(注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</p> <p>⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</p> <p>など</p> <p>(※1)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p> <p>(※2)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p>

保険金の種類	お支払いする保険金の額
弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額
②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうち早い時のお支払条件により算出した保険金の額

(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。

(※2)詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。

(※3)遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。

(※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾患・ケガ 介護一時金保険金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合</p> <p>(※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。</p> <p>(※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p>

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の9割までが補償されます。

弁護士費用総合補償特約

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人・小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保険医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報）を含みます。）の利用目的は、法廷等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧いただき、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。



親介護プラン（親孝行一時金支払特約）、介護一時金支払特約がセットされた新・団体医療保険の加入者さまおよび被保険者さま、そのご家族の方限定でご利用いただける「SOMPO笑顔俱楽部」をご案内いたします。

SOMPO笑顔俱楽部は、MCI（軽度認知障害）の早期発見や認知機能の低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さんにご提供いたします。

（注）SOMPO笑顔俱楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

【SOMPO笑顔俱楽部】の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

サービスナビゲーター

お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。

認知機能低下の予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。
※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

介護に関するサービスの紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。
※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

ご注意 ◆ サービス内容は、今後変更となる場合があります。

不安・悩み事のご相談を承ります。



SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

ご加入後にご利用できます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

スマートサービス

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- 医療機関情報提供サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）※

※一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。

（注4）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

WEBで簡単! 24時間お申込みできます!

1

まずは「首都高保険サポート」のホームページへ
URL: <https://www.shutoko-hoken.jp/>

2

専用ページのバナーをクリック!

3

さぽーとくんαの
バナーをクリック!



4

ログイン画面へ!

職員番号とパスワードを打ち込んで「次へ」をクリック!

ログイン画面イメージ

5

「加入の手続き」をクリック!
お手続きスタート!



お早めに!

募集締切日：令和6年11月29日

■ログインの際の職員番号

会社名	会社コード	職番桁数
首都高速道路(株)	010	5桁
首都高パトロール(株)	130	5桁
首都高技術(株)	200	5桁
首都高メンテナンス東東京(株)	150	5桁
首都高電気メンテナンス(株)	17000	3桁
首都高機械メンテナンス(株)	19000	3桁
首都高アソシエイト(株)	250	5桁
首都高速道路サービス(株)	02	6桁
首都高保険サポート(株)	0300	4桁
首都高パートナーズ(株)	0400	4桁

■WEB対象外の会社

- 首都高トールサービス西東京(株)
- 首都高トールサービス東東京(株)
- 首都高トールサービス神奈川(株)
- 首都高カーサポート(株)
- 首都高メンテナンス西東京(株)
- 首都高メンテナンス神奈川(株)
- 首都高ETCメンテナンス(株)
- 首都高デジタル&デザイン(株)
- 首都高グループ退職者

※上記会社にお勤めの方はWEBによるお申込みができません。

※お申込みをご希望の方は加入依頼書・告知書を各社の福利厚生ご担当窓口までご提出ください。



●お問い合わせ先／取扱代理店

首都高保険サポート株式会社

TEL.03-3548-3121 首都高内線 800-2567 FAX.03-3273-7230

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-11-1

ホームページアドレス <https://www.shutoko-hoken.jp/>

●お問い合わせ先／引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

営業開発部第一課

TEL.03-3349-3322 FAX.03-6388-0155

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

ホームページアドレス <https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぱADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)